

より良い精神科医療の提供に向けて ～患者さんへの暴力等の防止の観点から～ (解説書)



はじめに

- 障害者虐待防止法では、学校、保育所等、医療機関、官公署等については虐待の通報を義務づける規定が置かれていませんが、職員その他の関係者に対する研修の実施や相談に係る体制の整備等、虐待を防止するため必要な措置を講ずることとされています。
- このうち、このうち、精神科病院については、患者の権利擁護のための取組として、精神医療審査会の設置と退院請求及び処遇改善請求の制度があり、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、精神医療審査会による専門的かつ独立的な立場からの審査が行われています。
- また、入院患者自身による暴力行為が回復に悪影響を与えることから、アンガーマネジメント等のストレス対処方法の訓練や、CVPPP(包括的暴力防止プログラム)研修の実施といった病院職員の対応力向上の取組も行われています。
- 一方で、こうした精神科病院における取組については、いまだ先駆的な事例の把握・横展開や基本的な考え方・制度的な基礎知識の普及啓発を試みた例が少なく、標準的な方法が確立・浸透していないことが懸念されています。
- 以上の背景より、本事業では、精神科病院における虐待防止・権利擁護の取組を事例的に把握するとともに、精神科医療機関等における医療従事者向けに普及・啓発すべき内容や実践的な対応方法を体系的に整理し、研修資料及び啓発資料(ポスター)を作成いたしました。
- 本解説書では、各スライドで研修受講者にお伝えいただきたいポイントなどを簡潔にまとめています。皆様におかれましては、研修実施前に本解説書をご一読いただけますと幸いです。
- なお、本研修資料は、各病院にて、研修時間や演習(セルフワークやグループディスカッション等)の実施可否等をご判断いただき、各病院のニーズに合わせて実施いたしますようお願いいたします。

解説書

		スライド	解説
1	目次		
	本研修のゴール		
2	1	一人一人が虐待について理解を深め、自身の行動を振り返り、適切な治療関係を築けるようになること	<ul style="list-style-type: none">● 研修の流れを紹介します。● 研修全体の時間としては、1・5・6章で演習の時間を取らない場合、60分程度の見込みで作成されています。● 全体の研修時間や演習時間等は、細かく設定していないため、各病院の判断で実施してください。
	2	虐待防止のための職場環境について考えること	<ul style="list-style-type: none">● 研修の中身に入る前に、本研修のゴールを参加者と確認します。● 現場の最前線で働いている職員に対しては、日々の行動を振り返ってもらうこと、管理職には虐待防止のための職場環境についても考えてもらえる機会になるようにします。

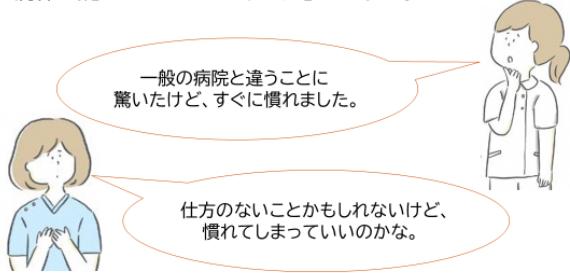
解説書

3

スライド

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう

病棟に鍵をかけることを、どう思いますか。



普段当たり前にしていることが、最も望ましい対応ではないかもしれません。
日々の患者さんとの接し方を、振り返ってみましょう。

解説

- 参加者に日々の患者さんとの接し方を振り返ってもらうために、「病棟に鍵をかけることについて」問題提起をします。
- 参加者と話し合ってみてください。特に正解はありませんが、参加者それぞれの思いに耳を傾けるようにしてください。

4

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう

以下の権利擁護や虐待防止等に係るチェックリストを活用し、まずは、自身の行動を振り返ってみましょう。

No	質問	回答
1	患者さんに対して、暴力をふるうことがある	はい/いいえ
2	医師の指示なしに、患者さんを病室等に施錠することがある	はい/いいえ
3	患者さんに対する他の職員の暴力・暴言や無視等を確認した場合に管理者に報告していないことがある	はい/いいえ
4	障害により児童困難などを、患者さんと一緒に乗り越える努力をしないことがある	はい/いいえ
5	患者さんの言葉や歩き方を興味本位で真似し、行為・行動を嘲諷することがある	はい/いいえ
6	患者さんを呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだりするなど、年齢にふさわしくない接し方がある	はい/いいえ
7	職務上知り得た患者さんの個人の情報や写真、動画などを他人に漏らすことがある	はい/いいえ
8	都使用物等の開封・所持品の確認が必要な場合でも、患者さんと一緒に確認しないことがある	はい/いいえ
9	患者さんの病室・寝室に入る時はかけ声で行わず、丁寧を得ないことがある	はい/いいえ
10	患者さんや家族の訴えに対して真摯に対応しなかつたり、患者さんや家族と話す時に、威圧的な態度を取り命令口調で話してしまうことがある	はい/いいえ
11	十分にトイレ対応できる患者さんでもオムツ対応をする等、患者さんの持っている能力を活用しないことがある	はい/いいえ
12	患者さんに対しての言動に注意せず、セクシャルハラスマントになるようなことをすることがある	はい/いいえ
13	院内で行う諸活動について強制し、患者さんの自主性を尊重しないことがある	はい/いいえ
14	患者さんのペースを尊重せずに食事を介助しないことがある	はい/いいえ
15	任患者入院中の自由な会、外出、通信を医師の指示なしに制限を行うことがある	はい/いいえ

(和歌山県が精神科病院向けに作成した「人権意識取り組みチェックシート」、医療法人社団五種会が活用しているチェックシートを参考に作成しました。)

例えは…

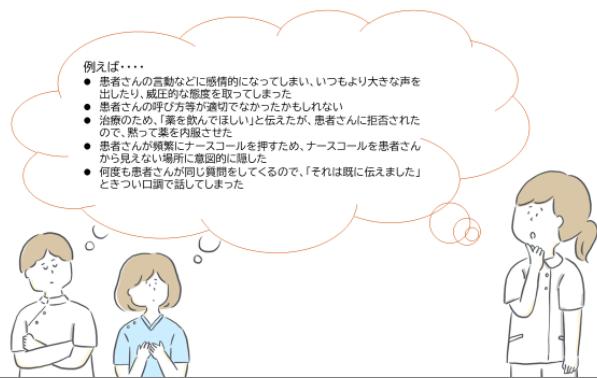
- チェックリストを活用して、参加者に患者さんへの日々の接し方について振り返りをしてもらいます。
- 日々の患者さんとの接し方や職場の業務内容について振り返りをして、参加者と意見交換をすると有効です。

解説書

5

スライド

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう 日々の患者さんとの接し方で不適切だったかもしれませんことがありますか？



解説

- 日々の患者さんとの接し方について、不適切だったかもしれないと思うことや具体的な場面について、個人でイメージしてもらえるように参加者に問い合わせます。
- ここで、数分時間を取りつもらったり、近くの人と話し合つてもらうことも有効です。

6

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう 4ページのチェックリストで、「はい」がついた場合は、不適切で虐待につながる接し方になりますので、今日から自身の行動を変える努力が必要です。サポートが必要な場合は、周囲の同僚や上司などに相談しましょう。

① 患者さんへの暴力などは行つていけません

患者さんに対して、殴る、その掛けをさせるようなことは行つていけません。
また、医師の指示にもとづかない違法な身体拘束や、食事を抜くなどの懲罰的な行為は行つていけません。
他の職員がそのような行為を行つているのに、それを見て見ぬふりすることも、暴力等を容認したことになります。

② 患者さんへの差別やプライバシーの侵害を行つていけません

患者さんの不適切な呼び方、年齢不相応の接し方、障害、状態、能力、性、年齢での差別、患者さんの行為への嘲笑は許されません。
患者さんの軽便物等を無断で開封するなどの行為や必要ないのに入浴や排せつ等の様子を覗くといったプライバシーの侵害を行つていけません。

③ 患者さんの人権を最大限尊重しなければなりません

患者さんの声に耳を傾け、患者さんの人権や人格を最大限尊重し、接しなければいけません。
自分だけではなく、他職員の人の人権を尊重しない行為にも目を向け、改善を求めるべきことが必要です。
人権を尊重しないことが、虐待につながります。

- セルフチェックした後に、虐待防止のためのポイントを説明します。

解説書

7

スライド

2. 不適切な接し方がエスカレートすると…

不適切な接し方がエスカレートすると、重大な虐待事案になりかねません。以下は、実際に起こった事案をもとに作成した不適切な接し方がエスカレートし事件化した例です。

そうなる前に、自身の日々の行動を振り返り・見直すことが、患者さん本人だけでなく、自分自身を守ることになります。

実際に起こった例

例1

- 同じ病棟の看護師や看護助手が複数人がかりで、重度の統合失調症の入院患者さんの胸ぐらつかみ、転落させるなどしてけがをさせた。

例2

- 精神保健福祉士が入院患者さんから預かったお小遣いの管理をしていたが、預かった現金をすべて渡さず、遊興費に使っていた。

例3

- 看護師がご飯を食べるよう言つても、患者さんが拒否し続けたため、その態度が気に食わず、その患者さんに對して、誰もいない別室に連れていき、繰り返し、食べるよう大声でどなり続けた。

例4

- 看護師・看護助手が、患者さん同士に無理やりキスをさせるなどした。
- それらの行為を撮影し、看護師・看護助手複数人のメッセージーアプリで撮影した動画を共有していた。看護師たちはその動画を面白がったり、行為を揶揄するような記載をしていた。

※上記の例は実際に起きた虐待事案をもとに作成しています。

解説

- 不適切な接し方がエスカレートし事件化した例を紹介します。

8

3. 虐待の類型とその定義

患者さんへの接し方次第では、「虐待」と疑われるものもあります。
障害者虐待防止法では、虐待の類型と定義が以下のように示されています。



身体的虐待
障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること



性的虐待
障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること



心理的虐待
障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別の言動その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



放棄・放置(ネグレクト)
障害者を看取させるような悪い対応又は長時間の放置、他の利用者による上記に掲げる行為と同様の行為の放棄その他の障害者を置きっぱなしにする



経済的虐待
障害者の財産を不正に処分することその他障害者から不正に財産上の利益を得ること

- 虐待の類型とその定義について紹介します。

- 以降のスライドでは、5つの類型ごと(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置(ネグレクト)、経済的虐待)の具体的な行動例について紹介します。

解説書

9

スライド

どのような行動が「身体的虐待」に該当するのか？

身体的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。

殴る、蹴るといった明らかな暴力だけではなく、行きたい方向に意図的に行かせないようにするといったことも虐待に該当します。

具体的な行動の例



患者さんを殴ったり、蹴ったりする



行きたい方向に意図的に行かせないようにする



患者さんを引っ張る



つねる



無理やり食べ物や飲み物を口に入れれる

解説

- 身体的虐待にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

10

どのような行動が「性的虐待」に該当するのか？

性的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。

性的虐待を受けた人はためらって周囲に話さないということも多くあります。周囲が気づくまで長い時間がかかることもあります。周囲が気づくことも大切です。

具体的な行動の例



裸にする



本人の前で猥褻な言葉を発する、または会話をする



キスする

- 性的虐待にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

解説書

11

スライド

どのような行動が「心理的虐待」に該当するのか？

心理的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。

職員同士が怒鳴りあったり、その人のことではなくても他の人を誹謗中傷したりすることも心理的虐待につながることもあります。

具体的な行動の例



他の患者さんの前で
ある特定の患者さんを
罵る



子どものような呼称で
呼ぶ



罵倒したり、悪口を言つ
たりする



人格をおどしめるよう
扱いをする



仲間に入れない



意図的に無視する

解説

- 心理的虐待にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

12

どのような行動が「放棄・放置(ネグレクト)」に該当するのか？

放棄・放置(ネグレクト)には、例えば、以下のようなものがあります。

たとえ、自分自身が関与していなかったとしても、他者による虐待を見過ごすこと
も虐待に該当します。

具体的な行動の例



食事や水分を十分に
提供しない



室内の掃除をしない、
ごみを放置したままにし
ている等劣悪な住環境
の中で生活させる



汚れた服を着させ続け
る



病気やケガをしても治療
しない



排せつの介助をしない



患者が虐待や暴力を受
けている状況を放置する



髪や爪が伸びているの
に放置する

- 放棄・放置(ネグレクト)にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

解説書

13

スライド

どのような行動が「経済的虐待」に該当するのか？
経済的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。
本人の同意なしに金銭等を管理することは虐待に該当します。



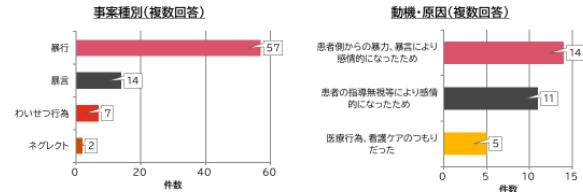
解説

- 経済的虐待にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

14

4. 虐待が疑われる事案とその原因

では、どのような理由で虐待は起こるのでしょうか？
令和2年度に厚生労働省が各自治体に実施した調査結果によると、過去5年間に、各自治体において把握している虐待が疑われる事案として「患者さんへの暴行」が多数を占めていました。
また、その動機や原因としては、「患者さん側からの暴力や指導無視等により感情的になった」が多数を占めており、患者さんの言動に対する感情コントロール力の不足が虐待の要因に繋がることが考えられます。



- 虐待が疑われる事案とその理由について、厚生労働省が令和2年度に実施した調査結果を踏まえ説明します。

解説書

15

スライド

5. 自身のスキルを高めるためには

前ページまでに確認した、自身の虐待につながる患者さんへの接し方について改めていくためには、その背景となる自身の感情をコントロールすることが重要です。そのための取組としては以下が挙げられます。

アンガーコントロール

アンガーコントロールとは、怒りを上手にコントロールして適切に対処することで、「アンガーマネジメント」ともよばれています。1970年代アメリカで提唱され、普及した心理トレーニングで、日本でも2000年代頃から一般化され、近年では仕事やプライベートでのコミュニケーションを円滑に進めるスキルとして活用されています。

CVPPP(包括的暴力防止プログラム)

病状により不穏・興奮状態にある患者さんに対し、尊厳を守り安全を確保しながら、必要な治療や看護を提供することを目指したプログラムです。

このプログラムはリスクセグメント・対話による興奮状態への介入方法(ディエスカラーション)、身体的介入技法(チームテクニクス、ブレイクアウェイ法)、振り返りと報告から成り立っています。

アサーショントレーニング

アサーションは自己表現トレーニングで、自分も相手も大切にした自己表現を身につけていくためのトレーニングです。自分の気持ち、考え、信念等を正確に、率直にその場にふさわしい方法で表現できるコミュニケーションを目指します。ひとりひとり違う私たちだからこそ、時にはそれぞれの考え方や思いが対立したり、葛藤を起こす場面もありますが、それにどう向き合い、自分らしい自己表現をしていくかを考え、身についてく講座です。

ストレスコーピング

ストレスの基(ストレッサー)にうまく対処しようとすることを、ストレスコーピングといいます。ストレッサーによって過剰なストレスが慢性的にかかると心身へのさまざまな悪影響が考えられるため、健康を維持するにはうまくストレスコーピングすることが必要になります。

16

6. 職場環境はどうでしょうか？

個々人の振り返りを行いましたが、職場についてはどうでしょうか？
院内の取組についても併せて、点検を行ってみましょう。

①病院内に患者さんの接し方にいて話し合う場を設ける



- 日焼から、職員が利用者からの暴言や暴力のストレスを抱え込まないよう、同じような立場、現職にある職員同士が、対等な立場で悩みや不安を話し、共感的に聞きあいながら解決策を模索する場を設けたことがあります。職員が利用者に対するストレスを抱えていたり、利用者が職員への暴言があった場合に相談できる部署や機関がありますか？
- マニュアルや規程の内容を確認し、その内容について理解していますか？
- 病院の運営に係る会議や評議会などに出席して、職員が抱える問題を意見を述べてもらっていますか？

②虐待防止等に関するマニュアルや規程を確立する



- 虐待の定義、未然防止、早期発見のための取組や虐待が発生した際の早期対応、虐待発生時の連絡プロトコルを記載した虐待防止等に関するマニュアルや規程はありますか？
- マニュアルや規程の内容を確認し、その内容について理解していますか？
- 研修の企画を目的に、普段の仕事の中でどのような場面で苦手意識や恐怖を感じているかといった点についてアンケートを受けていますか？

③人権や権利擁護に関する研修に参加する



- 虐待防止に関する研修を受講しているですか？
- 研修の内容は、虐待の観点から人権や権利擁護、患者さんへの関わりを意識できるようなものですか？
- 研修の内容は、最近のニュースや報道の想像の事業などでも理解できるような内容ですか？
- 研修の企画を目的に、普段の仕事の中でどのような場面で苦手意識や恐怖を感じているかといった点についてアンケートを受けていますか？

④患者さん(※)やその家族、職員の意見を聞き、医療サービス等に反映する



- 患者さん(※)やその家族、職員の意見を聞く仕組み(例：意見箱など)がありますか？
- 患者さん(※)やその家族、職員の意見を踏まえて、改善などを図られていますか？
- (※)過去に入院していた方も考えられます。

解説

- 厚生労働省が実施した調査結果の中で、虐待が疑われる事案の動機や原因として「患者さん側からの暴力や指導無視等により感情的になつた」が多数を占めたことを踏まえ、自身の感情をコントロールするための研修を紹介します。
- 病院内で実施している、あるいは外部研修として参加を推奨しているものがあれば、そちらも併せて紹介してください。

● 個々人の振り返りを行った後は、職場環境の点検をしましょう。

- 点検の内容については、病院内で既に実施している取組などがあれば、その内容も併せて紹介してください。

解説書

17

スライド

医療従事者としての適切な接し方についても、考えてみましょう。



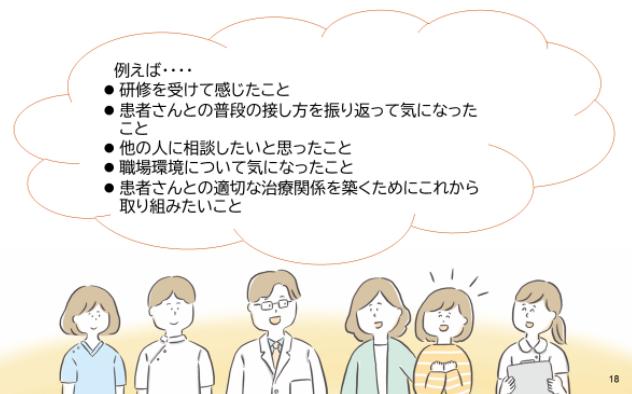
解説

- ここまでで座学は終了です。
- 本ページでは、改めて、医療従事者として、何をモチベーションの源泉としているのかを参加者に問い合わせ鼓舞します。

18

【グループディスカッション】

これまでの研修で感じたことについて、話あってみましょう。



- 研修の最後として、これまでの研修で感じたことについて、例えば以下などをテーマに参加者同士でグループディスカッションを行います。
- 考えられるディスカッションテーマは以下です。
 - ✓ 研修を受けて感じたこと
 - ✓ 患者さんとの普段の接し方を振り返って気になったこと
 - ✓ 他の人に相談したいと思ったこと
 - ✓ 職場環境について気になったこと
 - ✓ 患者さんとの適切な治療関係を築くためにこれから取り組みたいこと

解説書

21
参考②. 障害者虐待の現状(1/2)

法施行後の状況

令和元年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

	要保護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考) 都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	5,758件 (5,331件)	2,761件 (2,605件)	591件 (641件)	
市区町村等による 虐待判断件数	1,655件 (1,612件)	547件 (592件)		
被虐待者数	1,664人 (1,626人)	734人 (777人)		771人 (900人)

(注)上記は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

(注2)カッコ内については、前回調査(平成30年4月1日から平成31年3月31日までのもの。

都道府県労働局の対応については、令和2年8月28日届出理清・均等局統轄課労働事務室のデータを引用。

(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

出典: 厚生労働省「令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」

解説

- 障害者虐待の現状として、厚生労働省の調査結果を説明します。

22
参考②. 障害者虐待の現状(2/2)

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較



- 障害者虐待の現状として、厚生労働省の調査結果を説明します。

解説書

23

スライド

参考③. 関連団体における研修・ツール

実施主体	研修名	概要
日本精神科病院協会	精神保健指定医研修会 認知症に関する看護研修会 公認心理師両任者講習会	新規申請、更新共に「精神障害者の人権と法」という演題で権利擁護をとりあげている。 「認知症高齢者の人権・医療安全」というテーマで権利擁護をとりあげている。 「公認心理師の職務」について科目で、公認心理師の法的義務及び倫理をとりあげている。
	精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修	精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修 医療安全を推進し、患者の人権保護及び精神科医療の質向上を図る為、暴力に対する対応する際の基本的な考え方、発生予防への取組、CVPPP(包括的暴力防止プログラム)を中心とした基礎研修。
	精神科看護者に必要な心構えと態度・倫理の基礎知識 倫理觀を高めるための視点 倫理カウンターレンズ・倫理研修会のべくつり方 精神科における倫理觀を高める組織づくり 意思決定支援 CVPPPトレーニングコース	倫理の基礎知識と精神科医療で起りやすい倫理的課題を理解し、日々の実践のなかで倫理的思考を養い、個人を尊重した看護の実践につなげる。 職場環境や職業の特性を理解し、ルーチン化した業務に倫理的課題が埋もれていることを意識して看護の実践ができる。 倫理的課題の整理に活用できるモデルや考え方を学び、倫理カウンターレンズや倫理研修会に活かす。 精神科における倫理觀を高めるために必要な管理者の考え方や倫理委員会の活用方法を考え、組織文化との結びにつなげる。 精神障がい者の意思決定の過程とその支援方法を学ぶ。 CVPPP(包括的暴力防止プログラム)の目的、医療における暴力、暴力と攻撃性・実技を学得する。 全国各地において障害者虐待防止法に基づく実効性のある取組みを進めていただくため、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修で指導的役割(講師やファシリテーターなど)を担う者を養成する。
日本精神科看護協会	作成主体	ツール名
	日本精神保健福祉士協会	虐待事件等における入院患者意向調査ツール
		本ツールは、入院患者さんの想いを把握し、医療従事者が日々の実践を振り返り、虐待の予防や早期発見に活かすことを目的として作成された。
		各団体からご提供いただいた情報をもとに作成作成

解説

- 業界団体などが実施している虐待防止に関連する研修やツールを紹介します。

24

参考④. 虐待防止のための啓発資料(ポスター)

令和3年度障害者総合福祉推進事業の一環で精神科医療機関における虐待防止のための啓発資料(ポスター)が作成されました。



- 本事業で作成したポスターについて紹介します。

令和3年度障害者総合福祉推進事業 課題番号28
障害者虐待防止の効果的な体制整備及び
精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究事業
医療従事者向け障害者虐待防止のための研修資料(解説書)
令和4年3月
PwCコンサルティング合同会社
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi Oneタワー
TEL: 03-6257-0700